被扶養者認定に必要な添付書類

区分				提出書類 ※詳細は次ページ参照	続柄									
					配偶者	子			孫・兄弟姉妹			血族	姻族	左記以外の3親等内親族
						義務教育終了前	学生 義務教育終了後	その他	義務教育終了前	学生 義務教育終了後	その他	父母・祖父母	父母・祖父母	
該当する区分すべて提出	全員（必須）			1 健康保険被扶養者異動届	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
				2 扶養状況届	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
				3 同居：**住民票**（世帯全員・続柄・マイナンバー・在留資格等が記載） 別居（別世帯）：認定対象者と被保険者それぞれ世帯の**住民票**（世帯全員・続柄・マイナンバー・在留資格等が記載）**+戸籍謄（抄）本**	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
				4 マイナンバーカード（写）、通知カード（写）、個人番号通知書（写） いずれか1点 ※住民票にマイナンバーが記載されている場合は不要	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	収入状況	収入なし	学生	16 学生証（写）または在学証明書	○		○			○	○			○
			働いたことがない人・現在退職してから2年以上経過している人	5 所得証明書または非課税証明書	○			○			○	○	○	○
			今まで働いていた人（退職後2年未満で申請後は無職）：失業給付を受給予定（自己都合退職のため、現在待機・給付制限期間中）	6 雇用保険受給資格者証（両面コピー）	○		○	○		○	○	○	○	○
			今まで働いていた人（退職後2年未満で申請後は無職）：失業給付受給終了	7 雇用保険受給資格者証（両面コピー）「支給終了」の印字があるもの	○		○	○		○	○	○	○	○
			今まで働いていた人（退職後2年未満で申請後は無職）：失業給付の受給を延長する	8 雇用保険受給延長通知書（写）	○		○	○		○	○	○	○	○
			今まで働いていた人（退職後2年未満で申請後は無職）：失業給付は受給しない（雇用保険加入不足、未加入）	9 退職日が確認できる書類（写）	○		○	○		○	○	○	○	○
			今まで働いていた人（退職後2年未満で申請後は無職）：昨年または本年途中で廃業した	10 廃業届出書（写）	○		○	○		○	○	○	○	○
		収入あり	現在勤労収入がある人（パート・アルバイト等）	11 直近の給与明細3カ月分（写）または給与証明書	○		○	○		○	○	○	○	○
			転職・雇用契約変更による収入減少	9 退職日が確認できる書類（写）+給与（見込）証明書または 雇用契約書（写） ※後日給与明細（3か月）にて実績額を確認いたします。	○		○	○		○	○	○	○	○
			失業保険を受給中（60歳未満：日額3,612円未満、60歳以上と重度障がい者：5,000円未満である	6 雇用保険受給資格者証（両面コピー）	○		○	○		○	○	○	○	○
			事業所得のある人（自営業・フリーランス・不動産・農業等）	12 確定申告書（写）＋収支内訳書（損益計算書）の写し	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			年金収入のある人 （国民・厚生・共済・老齢・企業・遺族・個人・障害・農業者・労災補償・恩給等　）	13 直近の年金受給金額がわかる書類（写）	○	○障害年金を受給している場合は必須						○	○	○
			傷病手当金または出産手当金受給者（60歳未満：受給日額3,612円未満/60歳以上と重度障がい者：受給日額5,000円未満）	14 支払通知書（写）	○		○	○		○	○	○	○	○
			被保険者以外からの生活費の援助を受けている人	15 直近3カ月の仕送り証明書（写）　手渡し不可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	その他	別居	1）学生のため一時的な別居	16 学生証（写）または在学証明書	○		○	○		○	○		認定不可	
			2）被保険者が単身赴任による一時的な別居（勤務先からの業務命令）	17 別居手当が記載された給与明細書（写）									認定不可	
			3）特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・障がい者施設入居のため	18 入居証明書（写）	○	○	○	○	○	○	○	○	△	△
			4）別居（1～3以外の理由による場合） ※住民票が同一住所であっても世帯分離（複数世帯）は「別居」の扱い 住民票が同一世帯であっても二世帯住宅は「別居」の扱い	15 直近3カ月の仕送り証明書（写）　手渡し不可 ※義務教育終了前の子供は、こども（家族）手当が記載された給与明細書（写）	○	※	○	○	※	○	○	○	認定不可	
		公費負担対象者	認定対象者が公費負担医療助成対象者 （子ども医療、ひとり親、障がい者医療、指定難病等）	19 障がい者手帳（写）、医療証（写）、受給者証（写） ※新生児の乳幼児医療証で保護者の保険証で認められなかった自治体のみ後日1カ月以内に提出することで認めます。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		任意継続被保険者	認定対象者が退職後勤務先の健康保険 任意継続被保険者であった場合	20 健康保険資格喪失証明書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		内縁関係の配偶者	内縁関係の場合、別居は認定不可 住民票の続柄「同居人」は認定不可	21 戸籍謄（抄）本	○									
		外国籍の方	住民票が日本国内にある、国内居住者	22 ビザや在留カード（写）または特別永住者証明書（写）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		海外出生の新生児	被保険者が海外赴任中に生まれた被保険者の子供	23 出生証明書		○								

※必要に応じて上記以外の書類を求めることがあります。
※（写）という記載がない場合は、原本を提出してください。

（改訂R7.6）

添付書類についての説明

	提出書類	入手先	詳細説明・注意事項等
1	健康保険被扶養者異動届		
2	扶養状況届【配偶者】		
	扶養状況届【子供（義務教育終了後）・父母・兄弟姉妹・孫・その他】		
	扶養状況届【子供（義務教育終了前）】		
3	住民票（３カ月以内に発行されたもの）	市区町村役場	同居の事実、続柄、家族構成（他の扶養義務者の有無）、住民基本台帳に住民登録されているか（国内居住要件を満たしていいるか）等を確認します。 世帯全員・続柄・マイナンバー・在留資格等が記載　※別居（別世帯）の場合は認定対象者と被保険者それぞれの世帯の住民票＋⑲戸籍謄（抄）本
4	マイナンバーカード（写）または通知カード（写）または 個人番号通知書（写）	市区町村役場	被扶養者異動届（追加）にはマイナンバーの記載が義務となりました。対象者のマイナンバーであることを確認します。 住民票にマイナンバーが記載されている場合は不要
5	所得証明書または非課税証明書	市区町村役場	収入の有無、収入の額等を確認します。 直近のもの
6	雇用保険受給資格者証（両面コピー）	ハローワーク	基本手当日額、給付制限期間等を確認します。
7	雇用保険受給資格者証（両面コピー）	ハローワーク	失業給付の支給が終了したことを確認します。 「支給終了」の印字のあるもの
8	雇用保険受給延長通知書（写）	ハローワーク	雇用保険受給延長していることを確認します。
9	退職日が確認できる書類（写）	前の勤務先	就労による収入がなくなったこと、前勤務先の健康保険を脱退したこと等を確認します。 いずれか１点→離職票1.2・退職証明書・退職日記載の源泉徴収票・健康保険資格喪失証明書
10	廃業届出書（写）	税務署	事業の廃業を確認します。税務署印必須
11	直近の給与明細３カ月分（写）または給与（見込）証明書	勤務先又は 給与見込証明書	収入額の確認、今後の収入の予測等に使用します。 勤務し始めたばかりの方は、給与（見込）証明書または雇用契約書（写）※後日給与明細（３か月）にて実績額を確認いたします。
12	確定申告書（写）	税務署	収入・所得、経費等を確認します。 第一表・損益計算書・減価償却計算書・収支内訳書 ※電子申請：送信完了画面 or 受信通知の写し　/　紙で持参：税務署発行の受領証　/　郵送：配達証明、簡易書留の控えなどの写し
13	直近の年金受給金額がわかる書類（写）	年金事務所	年金の受給額を確認します。 いずれか１点以上→年金振込通知書・年金改定通知書・年金受給額試算表・恩給証書
14	支払通知書（写）	前の健康保険組合	傷病手当金や出産手当金は収入とみなされますので収入額を確認します。
15	直近３カ月の仕送り証明書（写）	金融機関	経済的な扶養の実態（生計維持）を確認します。 銀行振込の明細書、通帳、現金書留控等　※日付、金額、送金人、受取人が記載されているもの
16	学生証（写）　又は　在学証明書	学校	生活の中心が学業である（就労ではない）ことを確認します。
17	給与明細書（写）	事業主	単身赴任者の証明として「別居手当」が支給されていることを確認します。
18	入居証明書（写）	入居施設	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）・介護老人保健施設・介護療養型医療施設・身体（知的）障害者更正施設に限り、同居の延長とみなします。 （上記以外の施設は別居の扱いとなります。）
19	障がい者手帳（写）、医療証（写）、受給者証（写）	市区町村役場	自治体の医療費助成対象者であることの確認をします。 乳幼児医療、子ども医療、障がい者医療、指定難病、ひとり親家庭医療等
20	健康保険資格喪失証明書	前勤務先の健保	健康保険の重複加入防止、資格認定日の決定等に必要です。
21	戸籍謄（抄）本	市区町村役場	住民票で身分関係が確認できない場合等、認定対象者と被保険者との続柄を確認します。 内縁関係の場合、重婚等の確認のため、被保険者と認定対象者の戸籍が必要
22	ビザや在留カード（写）、特別永住者証明書（写）	入出国在留管理庁	国内居住要件を満たしているかを確認します。
23	出生証明書	病院	海外赴任中の出生（国内居住要件の例外）であることを確認します。 外国語で記載されている場合は和訳（翻訳者住所氏名記載）を添付

（改訂R7.6）